

市の防災に係る考え方について

鎌倉市地域防災計画 風水害等災害対策編(昭和 39 年策定 平成 29 年 3 月改定)より抜粋

【支援・受援】

・緊急輸送道路、ヘリポートについて

第 3 章 災害時応急活動事前対策の充実

第 12 節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

災害応急対策の実施に必要な人員・物資・資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各拠点との連携を考慮し、緊急輸送施設の整備を図ります。

第 1 緊急輸送道路等の安全点検及び復旧体制の整備

1 緊急輸送道路（県指定）

県は、市町村災害対策本部、物資受入れ港の主要路線と接続する路線を緊急輸送道路に指定しています。

2 市指定緊急輸送道路補完道路

市は、県の指定している緊急輸送道路を補完するものとして、浸水予測、災害予測を考慮し、必要に応じて市指定緊急輸送道路補完道路を指定します。

3 緊急輸送道路等の安全点検

市及び道路管理者は、緊急輸送道路・市指定緊急輸送道路補完道路の安全性を確保するため、道路及び沿道の安全点検を実施するよう努めます。

4 復旧体制の整備

市は、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図ります。

第 3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

1 ヘリコプター臨時離着陸場の指定

県の指定するヘリコプター臨時離着陸場は、笛田公園運動場と県立鎌倉高等学校グラウンドであり、また、市ではヘリコプター臨時離着陸場をあらかじめ定めます。

2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

市は、ヘリコプター臨時離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めます。また、緊急医療を要する被災者の受入れ病院にアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努めます。

さらに、災害時にヘリコプター臨時離着陸場を利用できるよう、誘導案内設備の整備を検討するとともに、これらの地図情報を自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前配布します。また、災害発生時、住民等の立入り等により、ヘリポートの使用に支障が出ることをないよう平素から周知に努めます。

第17章 交通規制・緊急輸送対策

第2節 緊急輸送

第3 輸送手段の確保

市は、地域の現況に即した輸送手段を確保し、必要な車両等の確保が困難な時は県に対して要請又は調達・あっせんを依頼します。

1 輸送車両等の調達

(1) 車両等調達先の確保

市所有車両だけで不足が生じた場合、市内業者や「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」等に基づき、車両を確保します。

(2) 県に対する調達・あっせん依頼

必要な車両等の確保が困難な時は、市は、県に対して要請又は調達・あっせんを依頼します。

(3) 燃料の確保

燃料の確保は、原則として市内業者に協力を求めます。

2 船艇

第三管区海上保安本部及び漁業協同組合を通じて協力を求めるほか、海上自衛隊の派遣は県知事を通じて要請します。

3 鉄道車両

鉄道機関に協力を要請します。

4 航空機（ヘリコプター）

市は、第三管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊の派遣は、県知事を通じて要請します。

また、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図ります。

第4節 公共交通網の応急対策

第1 基本方針

東日本旅客鉄道(株)、湘南モノレール(株)、江ノ島電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)等の指定地方公共機関等は、別途次に掲げる応急対策により対応します。

第2 応急対策

- (1) 災害時の活動組織の編成
- (2) 初動措置
- (3) 鉄道等の応急輸送対策
- (4) バスの応急輸送対策
- (5) 災害時の通信、情報連絡体制
- (6) 旅客に対する避難誘導

・広域連携・受援体制について

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第15節 広域連携・受援体制の拡充

第1 広域応援受入体制等の強化

市は、広域応援活動拠点への応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進めるとともに、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上に施設名を表示するよう努めます。

第2 情報の共有化

県は、県災害情報管理システムにより防災基礎情報をデータベース化しており、市町村等の防災関係機関がデータを更新することで防災に関する基礎的な情報を共有しています。

市は、広域的応援の円滑な受入れのため、情報の共有化を図ります。

第3 応援機関との連携強化

市は、相互応援協定に基づく他自治体からの応援活動を確保するため、市災害対策本部の組織、機能及び事務分掌の見直しを行うとともに、業務マニュアルを作成する等、応援受入体制を整えます。また、災害発生時における国内、国外からのボランティアの支援申し入れが適切に活かされるよう、県、関係機関等と連携し、受入体制等の整備に努めます。

相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模災害による同時被災を避ける観点や、本市の特性に対応した歴史文化資源、文化財保護等への支援が期待できるといった観点から、遠方に所在する自治体との間の協定も締結していきます。

第7章 広域連携・受援体制

第3節 広域応援の受入れ

第1 応援の受入体制

4 応援隊の広域応援活動拠点

大規模な応援が予想される自衛隊・警察・消防・行政関係機関・ボランティア・ライフライン事業者等の受入予定施設は、応援隊の広域応援活動拠点として公共施設等の中からあらかじめ選定します。

・自助・共助体制について

第4章 市民・企業への啓発、自主防災活動及び防災訓練

第1節 市民・企業等の役割

第3 企業等の防災体制の確立等

1 企業等における防災への取り組み

企業等は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における顧客・従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域防災活動への協力などの社会的な責務を十分認識したうえで、防災体制の整備、防災訓練の実施、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施し、防災活動の推進に努めます。

さらに、被災による事業停止による深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的とした業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めます。

第4章 市民・企業への啓発、自主防災活動及び防災訓練

第3節 自主防災組織・防災コミュニティの育成強化

第1 自主防災組織の育成

災害の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、各行政機関や防災関係機関が対策を講ずることは当然のことですが、市民等が「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに自主防災組織を結成し、活動することが極めて重要です。

1 自主防災組織の育成指導

市は、地域防災活動を推進するため、自治会・町内会等を中心とした自主防災組織の育成を図ります。

また、結成された自主防災組織が災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に有効に活動できるよう、組織の充実強化を図るための指導及び支援を行います。

さらに、自主防災組織・消防団等地域の組織との連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などに努めます。その際、女性の参画の促進に努めます。

【まちづくりに防災を活かす】

・災害時の情報について

第6章 情報収集・伝達・広報

災害応急対策を実施するうえで最も重要な項目である情報収集伝達、災害情報等を市民・滞在者等へ迅速・的確に伝達するための広報計画、報道機関との連携等について定めます。

第1節 災害情報の収集・伝達

第1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

- 1 特別警報
- 2 警報・注意報

第2 土砂災害に関する情報

1 土砂災害警戒情報

横浜地方気象台及び県は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害（急傾斜地の崩壊や土石流を対象とし、深層崩壊や山体崩壊・地滑りは対象としない。）の発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村ごとに土砂災害警戒情報を発表します。

なお、土砂災害警戒情報の発表基準は県と気象台が共通の基準として設定し、この発表基準を超過した時及び超過が予想された場合に土砂災害警戒情報を発表します。

2 土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土壤雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5km四方の領域（メッシュ）毎に5階級表示した情報で、解析時刻、1時間先予測、2時間先予測を分布図で表示するもので、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができます。

3 土砂災害緊急情報

土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、河道閉塞や火山噴火に起因する土石流等については国土交通省が、地滑りについては県が緊急調査を行い、市町村に被害の想定される区域・時期の情報を提供するものです。

第3 気象に関するその他の情報

1 気象情報及び記録的短時間大雨情報

横浜地方気象台は、大雨や台風、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想される時は、必要に応じて当該現象の状況や今後の見通し及び防災上の注意事項等をまとめ気象情報として発表します。

また、県内で数年に1回程度出現する記録的な短時間の大雨が観測・解析された場合（運用基準は、1時間あたりの雨量が100mmを越えた場合）には、「記録的短時間大雨情報」を発表して市民や防災関係機関に警戒を呼びかけます。

発表した情報は、気象台から気象警報や注意報に準じて関係機関に伝達します。

2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表します。この情報の有効期間は、発表から1時間です。

3 漁業無線気象通報

横浜地方気象台は、漁船の航行及び操業の安全に資するため、神奈川県水産技術センターに対して関係する気象・海象に関する予報・注意報・警報及び気象情報を通報します。

第2節 災害時広報

第1 災害時広報の実施

1 災害時の情報伝達及び広報活動の実施

災害時の情報伝達及び広報活動は、市民等に正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民が適切な判断による行動ができるよう展開します。

なお、「情報伝達」とは、被災者や被災地域を特定し得るもので、伝達すべき相手に確実に届けなければならないものをいい、「広報活動」とは、不特定多数を対象としたものをいいます。

また、伝達内容については、常に最新の情報を提供するとともに、同時期に異なる情報が流れないように注意します。

2 広報事項

広報事項の主なものは次のとおりです。

(1) 災害の状況に関すること

ア 警報、注意報等の情報に関すること

イ 交通機関、道路の被害に関すること

ウ ライフラインの被害に関すること

(2) 避難に関すること

ア 避難勧告及び指示に関すること

イ 屋内待避等の安全確保措置の指示に関すること

ウ 収容施設に関すること

(3) 応急対策の状況に関すること

ア 仮設救護所の開設に関すること

イ 交通機関、道路の復旧に関すること

ウ ライフラインの復旧に関すること

(4) その他生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

ア 給水、給食に関すること

イ ライフラインによる二次災害防止に関すること

ウ 防疫に関すること

エ 臨時災害相談に関すること

(5) その他必要な情報

3 情報伝達の方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難誘導等緊急的な内容を、防災行政用無線等の情報伝達手段のうち、適切な方法を選択して行います。

特に緊急を要する場合には、報道機関との「災害時の放送に関する協定」に基づき放送要請を行います。

4 広報事項

広報事項の主なものは次のとおりです。

(1) 直接広報

広報事項に応じて、次の方法により直接的な広報活動を行います。

ア 防災行政用無線

イ 防災・安全情報メール

ウ 広報車

エ 市ホームページ

オ 市ソーシャルメディア（ツイッター等）

カ ジェイコム鎌倉デジタルテロップ（ケーブルテレビ）

キ 鎌倉エフエム緊急割込放送（ラジオ）

カ 緊急速報メール（エリアメール）

キ 災害広報紙

(2) 間接広報

ア 協定報道機関への要請

災害の状況により、「災害時緊急放送の協力に関する協定書」に基づき、(株)ジェイコム鎌倉及び鎌倉エフエム放送(株)に対し緊急放送の協力を要請します。

イ その他報道機関への要請

次の報道機関に対し、被害状況及び応急対策等について定期的に、又は必要に応じて随時情報提供を行います。

なお、不正確で混乱した情報が流れないように、報道機関に対しては、情報提供の窓口を一元化します。

(ア) 新聞各社

(イ) テレビ各社

(ウ) ラジオ各社

(エ) 民間情報紙各社

・防災教育等について

第4章 市民・企業への啓発、自主防災活動及び防災訓練

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図ります。

第1節 市民・企業等の役割

第1 自主防災組織等の連携

本市には自主防災組織等があり、それぞれの地域において防災資機材の備蓄と訓練等を実施しています。また、市内事業所等では、管理者を中心に自衛消防隊等が組織され、当該事業所等における防災対策に努めているところがあります。

一部の地域においては、これら自主防災組織と事業所が連携して、防災訓練の実施を行っているところがあり、市は、こうした自主防災組織等と事業所との協力による地域防災体制の整備を積極的に支援するとともに、モデルケースとして広く紹介し、市全般の地域防災力の強化を図ります。

第2 市民等への周知

市は、市民自らが実施する防災対策として、3日分の食料・飲料水・携帯トイレ・トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱・常備薬・お薬手帳・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）の準備、災害時の家族の連絡体制・行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。

なお、土砂災害警戒情報の発表基準は県と気象台が共通の基準として設定し、この発表基準を超過した時及び超過が予想された場合に土砂災害警戒情報を発表します。

第3 企業等の防災体制の確立等

1 企業等における防災への取り組み

企業等は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における顧客・従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域防災活動への協力などの社会的な責務を十分認識したうえで、防災体制の整備、防災訓練の実施、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施し、防災活動の推進に努めます。

さらに、被災による事業停止による深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的とした業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めます。

2 企業等への指導・助言

市は、事業所での安全確保・防災体制の整備等が十分に検討されていない企業等に対しては、実態に即した防災体制が確立されるよう助言します。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の帰宅困難者の発生に備え、従業員のほか、訪問者・利用者等について、一時収容対策を図るよう要請します。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けることができるため、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から地区防災計画が提案されるよう、指導・助言を行います。

第2節 防災知識の普及と意識の向上

災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、市職員等に対し防災上必要な知識を普及し、その高揚を図ります。

第1 市民等に対する防災知識の普及

1 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市・県・国・公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められます。

このため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとします。

2 普及方法

- (1) 広報かまくら、市ホームページ等、市の広報媒体を活用して、防災知識の啓発を行います。
- (2) 防災関係資料の作成・配布を行います。
- (3) 防災講演会や防災教室等を開催し、防災知識の普及を図ります。
- (4) 市の防災に対する取組を積極的に報道関係に発表するなどして、市民の防災意識を喚起します。

3 市民等に対する教育内容

市は、関係機関と協力して市民・自主防災組織・事業所の従業員等に対して、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合にとるべき措置・防災応急対策等、次の内容について、その周知を図ります。

- (1) 風水害等に関する知識
- (2) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の違いや、避難準備情報・避難勧告・指示の違いに関する知識
- (3) 屋内での待避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置
- (4) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の心得
- (5) 風水害発生時における正確な情報の入手方法
- (6) 市及び防災関係機関が講ずる防災応急対策等の内容
- (7) 災害危険要因に関する知識
- (8) 各地域における避難所等に関する知識
- (9) 平常時、市民等が取るべき心得、生活必需品の備蓄等

第2 児童・生徒等に対する教育

市・教育委員会・学校等は、児童・生徒等に対して、災害に対する基礎的知識の習得を図るとともに、学校等で実施する防災訓練においては、様々な災害に応じた具体的な行動を取り入れる等、防災教育の充実に努めます。

第3 社会福祉施設等における防災教育の推進

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、災害に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。

第4 職員に対する教育

防災対策の万全を期するため、市職員の防災知識の習得・災害時における個々の役割分担・管理業務の任務等について防災教育を実施します。

この場合、災害発生時等のそれぞれの職場の役割分担等について、新採用者等を含めて職場研修会・訓練・講習会を開催し、市職員にその周知徹底を図ります。

なお、内容は次の事項を含むものとします。

- (1) 市地域防災計画の熟知
- (2) 災害に関する知識
- (3) 市職員が果たすべき任務分担
- (4) 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 今後、防災対策として取り組む必要のある課題

第5 その他の防災知識の普及・啓発

市は、横浜地方気象台と連携して竜巻等の突風災害について、竜巻注意情報等の意味や内容、被害の特徴、身の守り方などの普及啓発を行います。

また、市は、平成26年2月に全戸配布した「かまくら防災読本」を活用し、各種防災知識の普及に努めているところですが、今後も研修を実施する等、防災知識の普及啓発に努めます。

第6 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。